

著作権侵害における非親告罪化についての声明

平成 27 年 11 月 24 日
公益社団法人 日本文藝家協会
理事長 篠 弘

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の協定案が公表された。今後は国の文化審議会等で、これらの発効に向けての著作権法改正の議論が本格化されることになる。

知的財産分野での協定案の骨子は、著作権保護期間の「作者の死後 70 年」への統一、著作権侵害の損害額を事前に決めておく「法定賠償制度」への変更、著作権侵害の「非親告罪化」、の 3 点であるが、とくに著作権侵害について、著作者の告訴なしに捜査機関の判断で起訴できる「非親告罪化」については慎重であるべきである。

文芸・音楽・映画等のいわゆる海賊版の摘発強化と拡大を抑え込むのが狙いとされているが、国内ではパロディを認める判決は出ておらず、著作権侵害の判断がされているため、同人誌の即売会（コミックマーケット）など二次創作物が当局によって摘発される可能性もあることになる。

また著作権者の意思とは関係なく、捜査機関が、特定の人物を監視し著作権侵害が疑われる事例で検挙する、さらには別件逮捕される可能性の指摘もある。

既に 2007 年の日本弁護士連合会の意見書にも「非親告罪化に反対」とあり、著作権者などの権利者の告訴による著作権侵害の発見が効率的であり、権利者の意思に反してまで刑罰権を行使するのは適切ではない、と述べられている。

このように、「非親告罪化」によって、同法が当局によって恣意的に適用される懸念が払拭できない。そのため、表現者が意識的または無意識的に萎縮させられる可能性が皆無とはいえない。

当協会は、以上のように考えており、今後の著作権法改正に対して特段の配慮を要望するものです。